

医整第416号  
医福第314号  
薬第348号  
令和2年7月13日

病院  
診療所  
薬局  
訪問看護ステーション  
助産所

} 管理者 様

岐阜県健康福祉部医療整備課長  
岐阜県健康福祉部医療福祉連携推進課長  
岐阜県健康福祉部薬務水道課長

#### 医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業について（通知）

平素は、県の保健医療行政にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

県においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大と収束が反復する中で、医療機関、薬局等が地域で求められる医療を提供することができるよう、感染拡大防止等の支援を行うことを目的とするため、新たに医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業（以下「支援事業」という。）の補助制度を創設しましたのでお知らせします。

この支援事業は、新型コロナウイルス感染症の院内等での感染拡大を防ぐための取組を行う病院・診療所・薬局・訪問看護ステーション・助産所に対して、感染拡大防止対策や診療体制確保などに要する費用を補助するものです。（概要は別添パンフレットのとおりです。）

また、あわせて支援事業の申請の受付や流れ等の概要について、下記のとおりですので、あらかじめお知らせします。

なお、交付申請手続き等の詳細が決まり次第、改めて連絡します。

#### 記

##### ○標準的な事務の流れ

##### 1 医療機関等からの交付申請

- 補助金の交付申請については、原則として、「概算交付申請」（①医療機関等は、感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する見込みの費用（令和2年4月1日から令和3年3月31日までにかかる費用に限る）について、概算額で補助金の交付申請を行う、②医療機関等に対して、概算払いで補助金を交付する、③医療機関等は、事業実施後に精算（領収書の提出等）によることとしています（この場合、交付申請書の提出先は岐阜県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）とする予定です）。

※ 交付申請時に既に事業を完了している医療機関等について、「精算交付申請」（実際に事業に要した支出済みの費用について、領収書等を添付して、補助金の交付申請を行う）によることも可能とする取扱いにする予定です。（この場合の交付申請書の提出先など、詳細については別途ご連絡します。）

## 2 医療機関等への補助金の支払い

概算交付申請の場合、医療機関等への補助金の振込みは、原則として、国保連が行う予定です。

なお、国保連から振込みができない医療機関等については、県において、振込みを行う予定です。

## 3 その他

その他、支援事業の詳細については、後日連絡をいたします。

なお、今後、医療機関等の申請マニュアル及び申請書等は、厚生労働省ホームページに掲載される予定です。

### 【病院・診療所・助産所】の方の問い合わせ先

担当所属	岐阜県健康福祉部医療整備課医療企画係		
係長	長屋	担当	安部
電話	058-272-1111（内線2534）		
FAX	058-278-2623		
E-mail	<a href="mailto:c11229@pref.gifu.lg.jp">c11229@pref.gifu.lg.jp</a>		
住所	〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1		

### 【訪問看護ステーション】の方の問い合わせ先

担当所属	岐阜県健康福祉部医療福祉連携推進課 在宅医療福祉係		
係長	玉置	担当	荒木
電話	058-272-1111（内線2623）		
FAX	058-278-2871		
E-mail	<a href="mailto:c11230@pref.gifu.lg.jp">c11230@pref.gifu.lg.jp</a>		
住所	〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1		

### 【薬局】の方の問い合わせ先

担当所属	岐阜県健康福祉部薬務水道課薬事麻薬係		
係長	松尾	担当	奈良尾
電話	058-272-1111（内線2572）		
FAX	058-271-5731		
E-mail	<a href="mailto:c11224@pref.gifu.lg.jp">c11224@pref.gifu.lg.jp</a>		
住所	〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1		